特　記　仕　様　書

多治見市上下水道施設課

事業番号 施下修　第　3-4　号

事業名 4号脱水機雑用水配管修繕

施行場所 多治見市前畑町5丁目地内

事業内容 雑用水配管敷設 1式

配管

SGP-VB　80A 65A 50A 25A 1式

ゲートバルブ

80A　フランジ　10K　ナイロンライニング　 3個

ボールバルブ

　　　50A　ねじ　10K　コア内蔵 4個

　　　25A　ねじ　10K　コア内蔵 2個

メカニカル管継手

80A　ストラブ・グリップ　 2個

　　　50A　ストラブ・グリップ 1個

　既設管撤去 1式

　アスベスト調査 1式

　アスベスト処分 1式

その他付帯作業 1式

その他

1. 本修繕は既存施設の運用に支障のない様に十分留意するとともに、既存施設の一時的な撤去、移設などを行う場合は監督員と協議の上、運転停止ができるだけ短時間となるよう配慮すること。
2. 施行に必要な軽微な土木工事も本修繕に含む。
3. 施行に必要な既設配管との接続、復旧及び敷設に伴い不要となる既設配管の撤去も本修繕に含む
4. 本修繕の対象となる既設配管部にはアスベストを含む製品が使用されている恐れがあるため、必要に応じて関係法令に基づき適正に処理すること。
5. 契約書・特記仕様書の定めにない事項については、発注者に協議すること。

環境への配慮

1. 本修繕においての発生した廃棄物については産廃処分・リサイクル等、発生品に応じて適正に処分すること。
2. 必要な消耗品等の購入については、パッケージなどの少ないもの、リサイクルの容易なものを優先する。
3. 文房具、その他消耗品についても再生品を優先利用するなど、グリーン購入に努めること。
4. 不必要なアイドリングはストップし環境に配慮すること。

妨害又は不当要求に対する通報義務

1. 受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。
2. 受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。